

## 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、地域密着型サービス等整備等助成事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

#### 1 地域密着型サービス等整備助成事業

2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を整備することを目的とする。

##### (1) 地域密着型サービス施設等の整備

県内各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備を支援することを目的とする。

##### (2) 介護施設等の合築等

地域密着型サービス施設等を整備する際に、地域密着型サービス施設等を合築・併設した場合の配分基礎単価に1.05を乗じることで、限られた用地で効率的に介護施設等の整備を行い、効果的な福祉サービスを提供するための整備を支援することを目的とする。

##### (3) 空き家を活用した整備

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進し、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援することを目的とする。

なお、「空き家」とは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月27日法律第127号)」第2条で規定されているとおり、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをさす。

#### 2 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、次に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を支援することを目的とする。

##### (1) 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム

- (2) 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- (3) 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- (4) 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- (5) 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

### 3 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設の改築を行う事業を支援することを目的とする。

#### (1) 補助対象施設

ア 補助対象施設は、2に加えて次の広域型施設とする。

(ア) 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(イ) 広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

イ 災害イエローゾーンに所在する上記アの施設であって、次のいずれかに該当する場合

(ア) 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合

(イ) 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

#### (2) 補助対象事業

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、第5の4(8)のイ(イ)から(エ)及び、次のア及びイの全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

ア 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、当該施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

イ 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

#### 4 介護施設等の集約・再編支援事業

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等※1 又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等※2 において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

##### (1) 介護施設等の集約・再編支援事業

都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するため、介護施設等の集約・再編を目的とする。

介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備とする。

ア 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

イ 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

##### (2) 政令指定都市等における整備

集約・再編後の介護施設等の所在地が、政令指定都市、中核市、又は人口20万人以上の市である場合の配分基礎単価に1.05を乗じることで、都市部等の整備を支援することを目的とする。

##### (3) 地域密着型介護施設等の合築等

1 (2)を準用する。

##### (4) 空き家を活用した整備

1 (3)を準用する。

※1 都市部等とは、次に掲げる市町村をいう。

(1) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村

(2) (1)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

※2 中山間・人口減少地域等とは、次に掲げる区域をいう。

(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

(3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

(4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域

(5) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1の規定により指定された

## 水源地域

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は県及び市町村とする。

県は市町村又は事業者へ、市町村は事業者又は土地所有者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

なお、市町村は、当該補助金の交付を受けて、取得し又は効用の増加した施設（以下「補助対象財産」という。）の財産処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等）の把握に努めること。

補助対象財産の財産処分の事実を把握した際には、速やかに県へ報告を行い、必要な手続きを行うこと。

### 第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1) 市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成すること。

(2) 市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。なお、個別の事業の内容に応じて期間を複数年とすることも可能とする。

(3) 市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

(4) 市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

（注）軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。

(2) 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

### 第5 補助事業の内容

#### 1 補助事業の条件

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 本事業は原則単年度事業とするが、複数年度の事業実施を知事が認めた場合はこの限りではない。

また、事業が複数年度にまたがる場合の補助金額は、交付申請時点における進捗率から算出した金額を上限とする。

イ 賃貸借した建物で整備を行う場合は、土地所有者と事業者間で締結する賃貸借契約中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

ウ 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 事業が複数年度にまたがる場合の補助金額は、交付申請時点における進捗率から算出した金額を上限とする。

イ 賃貸借した建物で整備を行う場合は、土地所有者と事業者間で締結する賃貸借契約中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

ウ 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

エ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備事業計画を定めることとする。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

なお、申請時に計画していた介護施設等の創設が実施されなかった場合は、補助金の全額を県に返還させることがある。

オ 介護施設等の創設は、市町村の選定委員会等で選定され（事業完了日までに選定される見込みの施設等を含む。）、エの整備事業計画期間内に着工する施設等を対象とする。

また、市町村において選定が不要な施設等については、開設に係る誓約書などにより確実に開設することが担保される施設等を対象とする。

カ 介護施設等に係る開設までの事業スケジュールが変更となった際には、変更理由書と変更後の事業スケジュールを速やかに知事へ提出すること。

また、事業完了後に介護施設等を開設した場合は、開設報告書（別紙14）により、必

要書類を添えた上、速やかに知事に報告しなければならない。実績報告時に予定していた開設日から合理的な理由なく開設が遅れた場合には、補助金の全額を県に返還させることがある。

(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

(2)ア及びイを準用する。

(4) 介護施設等の集約・再編支援事業

ア (2)ア及びイを準用する。

イ 集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とする。

ウ 次に掲げる場合は、本事業の対象としない。

(ア) 集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4(8)のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。）である場合

(イ) 知事又は市町村長が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(ウ) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(エ) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

エ 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

2 整備区分

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

「整備」とは、次に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。 ※空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修

	(壁撤去等) で工事を伴うもの) して、施設等を整備する事業を含む。
増築 (床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるようあらかじめ協議すること。</p>
増改築	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</p> <p>※1、※2について同上。</p>

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
ア 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
イ 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
ウ 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
エ 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
オ 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>(ア) 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>(イ) アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
カ 消防法及び建築基	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、

準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
キ 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
ク 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
ケ 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
コ その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※ 一定年数とは、概ね10年とする。

「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業  
(1)の「改築（再開設）」及び「増改築」とする。

(4) 介護施設等の集約・再編支援事業  
次に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

### 3 補助対象経費

交付要綱別表3(1)地域密着型サービス等整備等助成事業の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、補助対象施設の整備等に当たって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

なお、補助対象施設が併設施設の場合、施設ごとに補助対象経費の実支出額を算定する。

設計上、補助対象外工事費を個別に拾い出すことが困難な場合は、補助対象施設と併設施設の面積按分から対象外工事費を算出すること。この場合、総事業費に対して面積按分を行うのではなく、可能な限り設計書等により補助対象外となる実支出額を算出した後の残余経費について面積按分を行う等し、適切な補助対象経費の把握に努めること。

### 4 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

- (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用等事業者の資産の形成に要する場合。
- (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する場合。
- (5) 門、柵、塀などの外溝工事に要する場合。
- (6) 既存建物の買収に要する場合。
- (7) 備品や施設に固着しない設備等で施設開設準備経費等支援事業費補助金の対象経費の場合。
- (8) 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象外とする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
  - ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の（ア）から（エ）の全てに該当すること
  - イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること
    - （ア） 整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
    - （イ） 整備を行う介護施設等の事業用地が所在する県又は市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において県又は市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
    - （ウ） 整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となってい

ること。

(エ) 整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(9) その他事業として適当とは認められない場合。

5 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

(1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。

(2) 施設等整備事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。

(3) 施設等整備事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。

(4) 施設等整備事業の事業者となる法人が当該施設等の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。

## 6 補助対象施設

(1) 補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」「施設種別等」で掲げる施設をいう。

また、地域密着型サービス等整備助成事業の施設には、サテライト型居住施設・事業所を含む。

(2) その他、補助対象施設については、高齢福祉課長通知（平成28年5月27日付け高福第180号「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）における介護予防拠点等の取扱いについて」）によるものとする。

## 7 交付対象者

交付対象者は、施設所在地及び施設規模に応じて、次のとおりとする。

(1) 定員30名以上の広域型施設等

交付対象者は施設所在地の政令指定都市又は中核市、それ以外の場合には事業者とする。

(2) 定員29名以下の地域密着型施設等

交付対象者は市町村とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

## 第6 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、事業が複数年度にまたがる場合は、当該年度の工事進捗率を乗じた金額を交付額とする（進捗率は5%刻みで切り捨てて管理する）。

## 第7 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

### (1) 全事業共通

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金申請額算出内訳（別紙1-1又は1-2）

### (2) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 整備事業に係る基本情報（別紙2）

イ 建設用地の都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限（別紙3）

ウ 建設用地の地番・面積等（別紙4）

エ 総事業費見積額及び財源計画（別紙5）

オ 資金収支計画表（別紙6）

カ 市町村意見書（別紙7）（市町村補助事業のみ）

キ 施設の平面図、審査に必要な資料

ク 事業者が介護事業の実績がない場合には、市町村が事業者を選定した際の資料（市町村補助事業のみ）

### (3) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 介護施設等の創設及び大規模修繕・耐震化整備事業計画書（別紙8-1又は8-2）

### (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業計画書（別紙9）

### (5) 介護施設等の集約・再編支援事業

ア 介護施設等の集約・再編支援事業計画書（別紙10）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

### (1) 全事業共通

- ア 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金精算額算出内訳（別紙11-1又は11-2）
  - イ 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について（地域密着型サービス等整備等助成事業）（市町村補助事業用）（別紙12）
- (2) 地域密着型サービス等整備助成事業
- ア 施設の平面図
  - イ 施設の整備事業後の写真（事業者補助事業のみ）
- (3) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- ア 介護施設等の創設及び大規模修繕・耐震化整備事業実績報告書（別紙13）
- (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業
- ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業実績報告書（別紙15）
- (5) 介護施設等の集約・再編支援事業
- ア 介護施設等の集約・再編支援事業実績報告書（別紙16）

附 則

この要領は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。